

平成 23 年第 6 回与論町議会臨時会

# 与論町議会会議録

平成 23 年 7 月 25 日

与 論 町 議 会

平成23年第6回与論町議会臨時会

第1日

平成23年7月25日

## 平成23年第6回与論町議会臨時会会議録

平成23年7月25日（月曜日）午前10時23分開会

### 1 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第34号

### 2 出席議員（10人）

2番	林	隆	寿	君	3番	供	利	泰	伸	君	
4番	福	地	元一郎	君	5番	喜	山	康	三	君	
6番	本	畠	敏	雄	君	7番	坂	元	克	英	君
8番	喜	村	政	吉	君	9番	野	口	靖	夫	君
10番	麓	才	良	君	12番	町	田	末	吉	君	

### 3 欠席議員（2人）

欠員（0人）

### 4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町長 南政吾君 総務企画課長 元井勝彦君  
商工観光課長 久留満博君

### 5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前10時23分

○

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第6回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、5番喜山康三君、10番麓才良君を指名します。

○

### 日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

○

### 日程第3 議案第34号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第34号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求める。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。議案第34号、平成23年度一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。歳入におきましては、総務費県補助金237万6,000円、庁舎建設基金繰入金215万3,000円を計上しております。歳出の主なものといたしましては、財産管理費に役場庁舎別館（新防災センター）新築工事実施設計業務委託料過年度分支出分として215万3,000円を、商工観光振興費に緊急雇用喪失事業臨時特例基金事業で行います与論の海（サンゴ礁再生）見守り強化事業に係る作業員賃金202万4,000円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ452万9,000円を追加し、一般会計予算総額37億4,440万1,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 商工費についてお尋ねいたします。この補正予算は、作業賃金ということで、サンゴ礁の再生見守り強化事業分として緊急雇用対策の中で考えておられるのであります。非常に重要な予算であることは間違いないと思っております。私が質問したいのは、この緊急雇用対策事業の件だけではなくて、他の緊急雇用対策事業にも関係するのですけれども、是非町長にも総務企画課長にも聞いていただきたい。実は、本町の中小の土木建築業の職場を辞めて、この緊急雇用対策のほうにまわって仕事をしている人が最近増えてきているのです。業者の方から私のほうに役場の臨時職員は非常に待遇が良いと言われました。というのは、時間的にも業者のほうは、朝8時から夕方5時まで

限られた時間内で一生懸命働いてもらっているために、その労働の負担からすると非常にきついもので、役場に行ったほうが待遇も良いし、時間的にも余裕がある。役場に入ってからまた帰ってくればいいという安易な考え方で行かれている。ですから何を言わんとするかといいますと、役場が臨時職員として雇った場合にある程度の管理の仕方というものを作つておかないとおかしくなるのではないか。というのは、町民の目から見て非常に楽な仕事をしているのではないかとか、町税がかかっているのではないかとか、一般の中小企業のほうでは、それもかかっていないところがいっぱいあるわけです。そういうことから比較すると、非常におかしいのではないかということが一般町民や土木業者、建築業者から出ているのです。ですから、緊急雇用対策だから雇つたらそのまま自主性に任せばいいということではなくて、やはり管理者たる、例えば総務企画課あるいは建設課でも商工観光課でもその担当を所管する管理者たちが、町長は行き届きませんから、ほかのことでいっぱいだから、そういう人たちが責任を持ってその管理体制を、今日の業務はここからここまですると、そして明日はここからここまでして、その結果というものをいちいち逐一報告させるという方法をしないと、一般町民の目から見ると非常におかしいというふうに見られている節があります。私に実際に訴えてくる人が最近増えてきております。だからそういうところをしっかり管理していただきたいということが、私の願いあります。そこで町長はどう思われますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに周りから見たときに、基準の違いと言いますか、継続的にやっている事業とは、従来の与論町に在住の事業者の事業については非常に経済的に冷え込んでいるところがあるわけで、ただ緊急雇用対策事業ということになりますと基準がございますので、それに合わせてやるとそこにやはり周りから見たときの不公平さというのが出てきて、これは私どもとしても非常に気になっているところですが、ただひとつ緊急雇用対策事業というのには長期的補償が全く無いことがあるわけです。だからといってそれを従来の企業に対して非常に大きな影響を及ぼすという、例えば公共事業の遅れとかいろんなことが出てくる可能性が実際に今出てきていると見ているわけでありますけれども、これに対する対応というのは非常に大きな問題がありまして、今のところ打つ手がないというのが現状でありますけれども、しかし、公共事業をできるだけ増やすということの対策で賃金を上げるという方法しか無いのではないかと思います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私が申し上げているのは、雇つた以上は、緊急雇用対策事業で雇うということですね、雇つた以上は雇う目的をまず持たなくてはいけないのです。何をするという目的を。それには計画性が無いといけないわけですよ。計画性があつて今日の仕事はここからここまで、明日の仕事はここからここまで、このスパンでやればこういうスパンでいくぞと、計画性を持ってやっていくのだと。そうすれば町民が見ても立派にやっているなど、言葉は悪いけれどもする休みをしていないのだなど、怠けていないのだなど、真面目に頑張っているねと、こういうふうに町民から見られるように計画性を立てて仕事をさせていただけないかということを申し上げているのです。どうですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件に関しましては、以前から指摘がございました、各課のほうで事業の計画を立ててやっております。例えば環境課だけで雇

った方々もいますけれど、商工観光課のほうの業務をしてもらうとか、そういうことで有効に活用してもらう、そういう方法を今進めておりまして、無駄なことがないように執り行っているところであります。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そういうことは、私は認めているのです。やっていただいていることは認めているのです。ですから、もう1件ありますから言いますが、修学旅行生の中で島に来たら必ず植栽を行う学校があります。これは役場の管理は環境課か商工観光課となっております。植栽というのは環境にも良いし観光にも影響しますね。だから誰が担当するかという時の話でお互い譲り合ってやっているところはやっております。私が何を言っているかというと、この間そのようなことで変なことになったことがあるのです。これは具体的には申し上げませんが、これは課長が知っておりますから。総務企画課長が言われるように、観光課がやるべきことではないのだと、お互いに譲り合いをしながらやるのだとということをまず計画の中で見せていただきたいということ、目的の中で見せていただきたい、あれはあれだから環境課がやるべきだとか、あれはあれだから商工観光課がやるべきだということではなくて、お互いに譲り合ってできるように、今言われたようなことをやることが大事、これが1つ。これに對して私文句は言っていません。これはもちろんやっておられると思いますから今後もやっていただきたい。でも私が言っているのは、与論町の一般町民が見たときに、言葉は悪いですけれども真面目にやっているように見えないと言うから申し上げているのです。分かりますか。中小の土建業者のところでは、じかに親方が見て仕事をさせるわけだから真面目にやらざるを得ないわけです。朝の8時から夕方の5時まで。役場の場合は、出て来たとたんから一般町民から見たら木陰に座っているように見えるわけです。分かりますか。ここまで言いたくはなかったけれどもこう言わないとあなたたちが理解しないから申し上げているのです。だからそこまでこき使いなさいと言うのではないのだけれども、ある程度計画性を持たせて、そして今日1日の仕事はこれくらいやろうじゃないか、ということをやっていただけないだろうか、御指導していただけないだろうか、そういうことに対してどう思いますかということを聞いているのですよ。私は、何回言わせるのですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はよく気をつけて指導してまいりたいと思います。確かに町民から見たときに、そういう感を受けるのも多々あるのではないかと思っております。今後気をつけてその点はやっていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 緊急雇用対策事業のこれは大変素晴らしいものです。その中で今度は商工観光課長にお聞きしたいと思います。この作業員賃金ですが、この賃金は、さんご礁の見守りに使うということでしょうが、その作業の内容はどのようなものか、具体的に説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 海のことにつきましては、不得意とするところであります、この事業の目的は、さんご礁の形態の調査研究をすることを目的としております。現在、与論町でサンゴ礁再生の事務局を、協議会を立ち上げてございますが、なかなかリーフチェックなどの事業をやっても、それをうまく生かしていけないというのが現状であります。そういった中で、この与論の一番の観光の目玉でありますさんご礁の再生につきまして、全体的な構想をま

とめるとともに、さんごの再生についてどのような方向でできるのかということをある程度専門的な知識を持った方を雇用しまして、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 一般管理費共済費の社会保険料ですが、先ほどの商工費の分と一緒にになりますが、この内訳を説明していただけますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 社会保険料としましては、2万2,000円の12か月分と言ふことになります。16万4,000円です。

○5番（喜山康三君） 35万2,000円を保険料として計上しているわけですよ。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 総予算は35万2,000円で計上してあります。2万2,000円掛ける当初4月から雇用の予定で計算をしてあったものですからこうなっておりますが、事業の内示をいただいたのが6月の下旬だったということで、実質事業を進めていけるのは8月の1日から雇用ということで考えております。当初の計画は1人雇用する予定だったのですけれども、5か月間の2人を計算して事業の消化をしていきたいと考えております。2万2,000円掛ける2人分の計算で計上しております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） それについてですが、先ほどの説明では、さんごについての全体的構想を専門家にお願いするということですが、そのような専門家は誰ですか。どこの組織でやるのですか。どこかの団体に委託するのですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） さんごの再生について、実は部分的な調査しかしておりませんが、年2回、2001年度から今年度まで10年間リーフチェックを実施しております。茶花の沖と立長の漁港の沖のほうですが、その時携わった方が会社を早期退職され、与論のほうにIターンして実際に東区の方にお住まいです。そういう方が専門的な知識を持っておられるということですので、その方を中心に雇用してまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 全然話が違うのではないですか。リーフチェックに対して今まで大して成果が出ていないと先ほど言われてから、今度はまたリーフチェックをされたその方が与論にIターンで来ているから、その人を雇ってやるといって、費用対効果はどうですか、この人を雇ってさんご礁再生にどれだけ何が貢献できるかということです。町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） やはり私どもとしては、ある程度経験がある人をということでお願いしているわけで、この問題は事業をやる前からどれだけの結果が出るということは、結果を出すために事業をやっているわけでありますけれども、やってみなければ分からぬ。そういう点は可能性が大きいからそのように賭けるという形にしかならないのではないかと思っております。そういう意味で経験のある人をお願いしてできるだけ可能性があるようにと、何といいますか、効果が上がるようにお願いしているわけですので、その点は御理解を頂きたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 全く理解ができないから質問しているので、リーフチェック

をしていた方はそれなりに与論に貢献はされていると思いますが、これがさんご礁再生に対して、どういう調査を行って、どういう事業を行うか詳しく具体的な説明も何もないわけです。その方を雇ってサンゴ礁再生事業ですなどと言われても、はいそうですかというわけにいきません。町民にこれについての説明はできますか。このようなお金の使い方はそうじやないですか。この社会保険料というのはその方に対する社会保険料なのですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） リーフチェックという事業は、皆様方も御承知だと思いますが、ただ単なる調査事業でございます。ある程度の面積を決めましてその中に実際に魚がどれだけ生活しているのかなどの実態調査だけがリーフチェックの事業でございますが、その事業をもとにしたデータを頂いておりますが、それをなかなか町として再生に生かしていくけなかったというのが現状でありましたので、いろいろなアドバイスを頂いて再生に向けた事業を進めていこうと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これについては、もう終わりにしたいと思いますが、国を挙げてさんごの再生には琉球大学などでも専門機関が相当いろんな形で金も資金も投入してやっているわけです。それで与論町のたかが200万円そこらの金を出して、サンゴ礁再生事業ですという形でこういう予算の使い方をするのはやめていただきたい。もっと使うところがあるのではないかと指摘します。

それから次の財産管理費の件ですが、新防災センターの建設場所については、私は当初から反対しておりますけれども、これについて総務企画課長、先ほど説明は受けましたが、きちんと議事録にも残す必要がありますので、経緯をもっと詳しく説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 説明いたします。当初予定をしておりました役場前の防災センターの実績費でございます。平成21年12月15日の6号補正によりまして、400万円の予算を計上いたしまして認めていただきました。その後22年の3月9日に入札を執行いたしまして、(有)三伎建築設計事務所が215万2,500円で落札をいたしました。その後契約を3月12日に結んでいるわけでございますが、年度末ということもございまして、繰越しをいたしました。その後御承知のとおり地盤が砂地でもございましたので、ボウリング等が必要だということでございまして、工期の延長を6月1日と7月19日と2回行いました。最終の工期が3月の25日でございました。3月の3日に確認通知書が納入されましたけれども、これは建築確認用としてすぐ県のほうに提出をした関係で、課において決裁がされていなかったということでございます。それで、建築確認が下りたのが5月25日でございました。そういう中で、支払いというのが(有)三伎建築設計事務所のほうからもその請求書がなかったということと、私どもの担当課のほうでもそれをチェックして関係書類を提出するようにというそういったこともしなかったという落ち度もございますけれども、23年7月の5日に三伎設計事務所のほうから請求書関係の問合せがございまして、その段階で判明したというところでございまして、大変に今回はチェック体制がスムーズでなかったということがあったと思います。ただ、電算の導入等がありまして、支出負担行為というものは全でした分については電算上に現れてくるところでありましたけれども、繰越しをしたということでございまして、その支出負担行為をした後で繰越しをしたということでござい

まして、電算にそれが出なかったということもございました。繰り越した場合には再度入力する必要があったのですが、その辺もしていなかったということで、決算時に電算に反映しなかったということもチェックできなかつた大きな原因だったと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 財務処理や会計処理の在り方が相当ずさんではないか。きちんとしたルールに基づいて担当者が責任をもつて行っているのか、その辺についても非常に厄介だなど、非常にそういうことを思いました。今、繰越明許や債務負担行為など様々な財政の運営の仕方についてはいろいろあると思いますが、元々ここに建設するとちゃんと計画を立てていたのをあたふたとどういう理由で移転することにしたのか。その辺についてきちんとした考えで当初からやっていないからこういう問題が起きているのではないか、これは否めないとそう思います。町長、この防災センターはどうしても砂美地来館横に移転するおつもりですか。それをもう1回、移転する理由をきちんと説明してください。議事録に残したいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御承知のように、今横にある防災センターの代わりに建てる新防災センターということでございます。今の防災センターの中には3階のほうに大きな機器が、今工事をやっているわけですけれども、入っているわけです。その機器を砂美地来館の2階のほうに関係者をお願いして見ていただいたわけですが、これは砂美地来館の西側の一角がちょうど空いていたものですから、そこに移動をということで、管理者に見てもらって了解を得てやったわけであります。その後、防災センターをどうするかということで、3月11日の大災害の関係で想定外の大きな災害が出たということで、私どもも島もその考えのもとにやるべきじゃないかという町民の大多数の声がございまして、私自身、最初は防災センターの代わりということで、今まで想定した範囲内で建物を3階で建てれば緊急避難にも兼用できるのではないかという思いで、ボウリングなど、先ほど砂地ということもありましたけれども、それに加えて防災面で必要だということで計画したわけでありますけれども、あの日からそういう生ぬるいことでは駄目だという町民の大きな声と、もう1つはやはりあのような災害を見て、災害が起こっている真っただ中に行って采配をすると、その災害の対応・指導をするということは非常に困難であるという思い、そしてまた町の財産ということありますので、町民の多数の意見を取り入れてやりたいと、そうやるのが正当じゃないかという思いで変更したわけであります。いろいろ今まで課長が説明した出来上がるまでの設計の建築確認までの経緯が非常に長くいった結果、こういうことになっているという考え方もありますけれども、私からすれば、それが幸いしたという思いであります。やはりいろいろな方々の意見をお聞きしたときに、今までの私の考え方を改めるべきではないかと、そして、改めてまた庁舎の問題の時に、この街の形成については徹底して検討してやりたいと、この街を形成した方々の思いも十分に尊重した形でやるべきだということでやつたわけでございます。ですから防災センターが砂美地来館の側に行ったから、そこにすぐ役場を持って行くというようなそういうような考え方ではありません。そういう考え方は、改めて庁舎の問題が出た時に、平成24年度からいろいろな方々をお願いして、十分に検討しどうるべきかということをやっていきたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長の答弁は私に言わせれば全くでたらめですね。防災センターは3月11日の震災があったために移転すると。それで庁舎は別だと。全く論理構成がなっていないのです。そして、ここに防災センターや庁舎があることによって、ある意味では津波が来たときの防波堤壁にもなるのです。茶花の町を守る防災センターが取り壊されて、あるいは関連する補償工事で他の建物が壊されたときに、この茶花の市街のほうにどれだけの風や潮風、それが吹き込んで来るか、その辺についても相當に指摘がきております。これらを総合的に全部勘案してやることであって、今やみくもに震災があったからということで、それに過剰反応を起こして、放送設備は砂美地来館に移動しているわけですので、防災センターといつても中身は事務所でしょう、会議場でしょうが。あそこにそういう会場をつくって皆さん方にどれだけ不便をもたらすか、また茶花の町に対してどれだけ悪影響が大きいか。それについて町長は考えたことはないですか。あなたの答弁は、はっきり言ってころころ変わっているのです。平成22年の時は、総務企画課長もここに造ると言うことで、庁舎を造るということで答弁が出ているわけです。いつ起ころとも分からぬ地震や津波を持ち出して、それに過剰反応を起こして、砂美地来館だったら安全だという保証なんてどこにもないわけです。私はこういう政策のふらふらは気にはいらない。こういう政治のやり方が一番怖いのです。それについてどうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、議員がおっしゃったことは、これは全く間違いだということではないのですけれども、私の立場としたら、町民の声を聞いてやるべきで、それを無視して何事もやることはできないのではないかと思っているわけです。私自身は、最初は議員がおっしゃるとおりの思いがあったわけでござりますけれども、あのような大きな震災と意見を聞いたときになるほどと、やれれば率直に変更してやるのが私の立場で、私は最初にこう思ったから、何が何でもこれをやるというのが正しいというやり方は大間違いだと思っております。私がやるのは島のため、みんなのため、町民のためという思いでやるわけで、何があっても今度は変更すべきだという思いで変更いたしました。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 大多数の町民が言ったからどうのこうのと話をしているのではなくて、私はあなたの政策を聞いているのです。南町長はどういう考え方があるかですよ。あなたの考え方に基づいて庁舎はどこに造るべきだ、防災センターはどうあるべきだ、茶花の街はどうあるべきかを聞いているのですよ。大多数の町民がああいったからああしましょう、大多数の町民がこういったからこうしましょうって市町村合併の時だってそうじゃないですか。自分で決断しないで町民にさじを投げて。リーダーならリーダーらしく私はこういう島づくりをするのだということで、きちんと証明すべきではないか。私はそれを指摘しているのです。良いとか悪いとか言っているのではない。あなたには全然政策がない。私はそれを指摘しておきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、議員がおっしゃったことは無鉄砲に尽きます。そんな無鉄砲なことを町民から負託を受けた者がやるべきではない。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは無鉄砲とはいいません。それは政策というのです。あなたには政策がないというわけです。それから、関連で言いますけれども今琴平で高倉を造っていますね。この事業が、見積りでされているみたいで

れども、これくらいの金額ならきちんと入札見積りまでやるべきではないですか。どうですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 予算については先の議会で認めていただいたわけですがございますが、まず高倉を造るに当たりましては、それだけの知識を持った方が大分少なくなったということもありまして、それをなるべく安く上げるために賃金と原材料と借上げ料という形で分割いたしまして、事業は進めているところであります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は当初から、防災センターの移転は反対ですので、この予算についても反対です。以上です。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 今日は喜山議員がいろいろリーダーに向かってべらべらと何か言ったりしていますが、この予算は、先ほど来緊急雇用は素晴らしいですねということを申し上げました。したがって、今、国・県がこんなに金を出していただいたのを、これからこの島の観光資源である海の再生のために使っていただくようお願いします。町内の観光を盛り上げるためにには、私はそういうことで大変良い金だなということを申し上げて賛成討論を終わります。以上です。

○議長（町田末吉君） 以上で討論を終結します。

これから、議案第34号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって採決したいと思います。

この議案第34号に賛成する方の起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。よって平成23年度与論町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり採択されました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 喜山康三

与論町議会議員 麓 才良